

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成22年度より、新公益法人会計基準（平成20年改正）を適用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を行う。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残額

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本積立金	6,296,661	128	0	6,296,789
※三十三銀行定期預金	950,000	0	0	950,000
※三十三銀行普通預金	43,990	38	0	44,028
百五銀行定期預金	5,011,440	85	0	5,011,525
百五銀行定期預金	291,231	5	0	291,236
小 計	6,296,661	128	0	6,296,789
特定資産				
退職給付引当資産				
百五銀行普通預金	3,549,495	873,323	862,400	3,560,418
特別積立預金				
百五銀行普通預金	91,082	1,242	0	92,324
別途積立預金				
百五銀行定期預金	7,118,933	121	0	7,119,054
小 計	10,759,510	874,686	862,400	10,771,796
合 計	17,056,171	874,814	862,400	17,068,585

※ 基本財産950,000円の利息分は普通預金に組み入れる。

※ 正味財産計算書利息金額との差異については、利息に係る税金分である。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
基本積立金	6,296,789	()	()	()
三十三銀行定期預金	950,000	()	(6,296,789)	()
三十三銀行普通預金	44,028	()	(950,000)	()
百五銀行定期預金	5,011,525	()	(44,028)	()
百五銀行定期預金	291,236	()	(5,011,525)	()
小 計	6,296,789	(0)	(291,236)	()
特定資産				
退職給付引当資産		()	()	()
百五銀行普通預金	3,560,418	()	()	(3,560,418)
特別積立預金		()	()	()
百五銀行普通預金	92,324	()	(92,324)	()
別途積立預金		()	()	()
百五銀行定期預金	7,119,054	()	(7,119,054)	()
小 計	10,771,796	(0)	(7,211,378)	(3,560,418)
合 計	17,068,585	(0)	(13,508,167)	(3,560,418)

4. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金……………退職給付規程に基づく期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

退職給付引当金計算

① 期末要支給額	前期末	3,549,495円	当期末	3,560,418円
② 期首時点における退職給付引当金			残高	3,549,495円
③ 当期減少額				862,400円
④ 減少後額	②－③			2,687,095円
⑤ 退職給付費用		当期退職給付費用		873,323円